

現在常勤・非常勤職員数は148名であったが、平成15年10月1日現在では137人に減少している。さらに、平成16年11月1日現在では132名となっており、16年度の人件費はさらに減少する見込である。

今後は、県の人的関与の抜本的な縮減を図る方向が長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(平成16年6月10日)で示されており、これに対して事業団では、プロパー職員を増やし、また嘱託や臨時を活用することを考えている。県の直営化が決まっている県立歴史館や将来的に直営化も見込まれる埋蔵文化財センターを除く館所では、県職員、県職員OB、教職員、教職員OBについては、合計3名程度にまで削減することを検討している。これにより、給与水準の高い県職員等が減るため、事業団人件費はさらに大幅に減少すると思われる。

平成16年3月分給与の常勤・非常勤職員区分別の集計は、表2-8のとおりである。

表2-8 平成16年3月分給与の常勤・非常勤職員区分別の集計表

(単位：円)

職員区分	人数	平均年齢	給与	諸手当	総支給	控除	差引支給	1人あたり給料	1人あたり諸手当	1人あたり総支給(A)
教員OB	12	63	1,815,000	32,620	1,847,620	316,823	1,530,797	151,250	2,718	153,968
教職員	46	44	17,055,149	3,177,022	20,232,171	5,991,058	14,241,113	370,764	69,066	439,830
県職員OB	4	65	1,000,000	26,620	1,026,620	216,158	810,462	250,000	6,655	256,655
県職員	23	52	9,204,545	1,766,231	10,970,776	4,470,623	6,500,153	400,198	76,793	476,990
事業団職員	41	41	11,507,853	2,569,626	14,077,479	3,906,743	10,170,736	280,679	62,674	343,353
嘱託	8	35	1,222,000	58,830	1,280,830	202,048	1,078,782	152,750	7,354	160,104
合計	134		41,804,547	7,630,949	49,435,496	15,103,453	34,332,043	311,974	56,947	368,922

(2) 監査手続

人件費の概要を把握し、事務処理フローを確認した。また、給与規程、給与支給基準を把握し、給与支給事務の正当性、正確性を検討した。さらに、マスター管理の状況を確認した。

(3) 結果

問題となる事項は見当たらなかった。

(4) 職員宿舍の賃借料（意見）¹

職員宿舍の賃借料（職員負担分）は、県の職員宿舍管理規則第13条に規定されているが、詳細な計算方法は、「職員宿舍の貸付料の改定について(通知)」（平成5年6月7日）で定められている。（〔参考1〕参照）

賃借料は、宿舍の構造や面積、経過年数などにより異なるが、次のとおり月額の高限度が定められている。

表 2-9 貸付料の最高限度額

職の区分	最高限度額
部長級	24,000 円
課長級	20,000 円
その他	12,000 円

ただし、昭和63年4月1日以降に新築された宿舍については、最高限度額は次のとおりである。

表 2-10 貸付料の最高限度額（昭和63年4月1日以降新築分）

職の区分	最高限度額
部長級	26,000 円
課長級	22,000 円
その他	14,000 円

ところで、所得税基本通達において、使用人に貸与した住宅等の賃借料が、通常支払うべき賃借料より低廉な場合、当該差額については所得税の課税対象となるとされている。（〔参考2〕参照）

同基本通達によれば、通常支払うべき賃借料より低廉か否かの判定は、家屋や土地の固定資産税の課税標準額を基準に行うこととなる。

しかし、県が保有する職員住宅については固定資産税が非課税であるため評価がなされておらず、課税標準額が不明であるため、当該判定はすぐには行えない。

知事部局、教育委員会、警察関係のすべての職員住宅について、所得税の課税が発生するか否かを検討するため固定資産税の課税標準額に相当する額を計算することとした場合、多大の手間とコストを要することが考えられる。

しかし、今後、所得税の課税の有無の確認が必要であることから、固定資産税の課税標準額相当額の算出方法等について、税務当局に照会しながら検討していく必要があると思われる。

¹ 本意見は、本監査過程で発見されたため、この項に記載しているが、意見は事業団に対するものではなく、県に対する意見である。

[参考1]

職員宿舎管理規則（抄）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員及びその家族を居住させるために設置した宿舎(以下「宿舎」という。)の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（宿舎の区分）

第2条 宿舎はこれを次の種類に区分する。

- (1)公 舎 知事、副知事及び出納長の住宅として設置したものをいう。
- (2)第1種宿舎 本庁の部長若しくは課長、出先機関の長又はこれらに準ずる者の在勤地における住宅として貸し付けるために設置したものをいう。
- (3)第2種宿舎 職員の在勤地における住宅の確保が困難である場合に、当該職員に貸し付けるために設置したものをいう。
- (4)第3種宿舎 福祉施設、病院、試験研究機関、警察署等に勤務する職員の職務の特殊性により、当該機関の職員のみ無料で使用させるために設置したものをいう。

第3章 貸付料

（貸付料の納付）

第12条 入居を承認された者は、第9条又は第10条の規定により入居を指定された日から、毎月、指定された期日までに、貸付料を納付しなければならない。

（貸付料の額）

第13条 前条の貸付料は、月額によるものとする。

- 2 貸付料は、宿舎の標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額、建築経過期間その他の事情を考慮して別に定める。
- 3 前項の場合において、当該宿舎が次の各号の一に該当するときは、その貸付料の額を調整することがある。
 - (1) 家屋又は家屋の部分に公用に供する部分があるとき。
 - (2) 構造又は施設が著しく他と異なるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情があると認められるとき。
- 4 月の中途において宿舎の貸付けを受け、又はこれを明け渡した場合における貸付料の額は、日割りにより計算して得た額とする。

職員宿舍の貸付料の改定について(通知) (抄)

(平成5年6月7日 5職員65号)

職員宿舍管理規則(昭和39年長野県規則第23号。以下「規則」という。)第13条の規定による職員宿舍の貸付料の算定方法を、別紙のとおり改定し、平成5年7月1日から適用することとしましたので、事務処理に遺憾のないようにしてください。

「別紙」

職員宿舍の貸付料の算定方法

第1 宿舍の貸付料

規則第2条に規定する宿舍のうち、第1種宿舍、第2種宿舍及び第4種宿舍(独身寮を除く。以下「宿舍」という。)の貸付料は、次の表の1㎡当たりの貸付料単価に、当該宿舍の延面積を乗じて算定する。

(単位:円)

構造 面積 経過年数	W				CB				RC			
	55㎡ 未満	55㎡ 以上 65㎡ 未満	65㎡ 以上 80㎡ 未満	80㎡ 以上	55㎡ 未満	55㎡ 以上 65㎡ 未満	65㎡ 以上 80㎡ 未満	80㎡ 以上	55㎡ 未満	55㎡ 以上 65㎡ 未満	65㎡ 以上 80㎡ 未満	80㎡ 以上
5年未満	240	301	369	440	240	301	369	440	240	301	369	440
5年以上 10年未満	173	218	274	327	199	251	312	372	213	268	331	395
10年以上 15年未満	132	175	217	260	164	211	263	314	191	241	300	359
15年以上 20年未満	106	145	180	215	138	181	225	269	170	215	270	323
20年以上 25年未満	73	101	127	152	119	160	198	237	154	195	248	296
25年以上 30年未満	49	65	92	104	106	136	160	215	130	175	187	250
30年以上 35年未満	38	45	45	55	89	116	148	188	118	159	172	231
35年以上 40年未満					79	103	130	170	111	143	163	219
40年以上 45年未満									103	133	151	204
45年以上 50年未満									96	125	142	193
50年以上 55年未満									87	113	134	182
55年以上									79	103	121	166

1 構造区分は次による。

W……………木造

CB……………コンクリートブロック造、無筋コンクリート造、組造、鉄骨造

RC……………鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造

3 宿舍の延面積

- (1) 貸付料算定の対象となる宿舍の延面積は、バルコニー、ベランダ、出窓、別棟の物置(下屋出しの物置を含む。)及び共同使用に供する部分を除く面積とする。
- (2) 宿舍の延面積に1㎡未満の部分がある場合は、小数点以下第3位を切り捨て、第2位まで算定する。
- (3) 増築等のため、延面積に変更が生じた場合は、生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から貸付料の変更を行う。

4 経過年数の適用

- (1) 宿舍を建設した日の属する年度の翌年度から、経過年数の起算を行う。(年度途中で経過年数の変更はない。)
- (2) 県が宿舍を増築、模様替その他の工事を行った場合で、当該工事の費用の金額が当該工事を行った時の直前における当該宿舍の再建築費の100分の50以上であるものについては、当該工事完了の日の属する年度の翌年度から、経過年数の起算を行う。

第3 貸付料の額の計算等

1 貸付料の額の計算式

1㎡当たりの貸付料単価×宿舍の延面積× 警察の待機宿舍のみ100分の80

2 端数処理

1により算定した貸付料の額に50円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じた場合は、50円とする。

第4 貸付料の最高限度額

- 1 第1から第3により算定した貸付料の額が、次の表の入居職員の職の区分に応じて定める最高限度額を超えるときは、当該最高限度額を貸付料の額とする。

職の区分	最高限度額
部長級	24,000 円
課長級	20,000 円
その他	12,000 円

- 2 1の規定にかかわらず、昭和63年4月1日以降に新築された宿舍については、最高限度額を次の表の額とする。

職の区分	最高限度額
部長級	26,000 円
課長級	22,000 円
その他	14,000 円

[参考2]

職員宿舍の貸付料についての、所得税に関する取り扱いは、国家公務員の官舎についての国側の次の答弁で明らかである。

「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六条及び所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第八十四条の二の規定により、給与所得者たる使用人が雇用主の資産を専属的に利用している場合において、雇用主に支払っている使用料がその資産の利用について通常支払うべき使用料より低い額であるときは、その差額である経済的利益の額は、その給与所得者の収入金額に含まれて課税対象となる。このことは、国家公務員でも民間の給与所得者でも同様である。

給与所得者たる使用人が雇用主から住宅を貸与されている場合は、その住宅の貸与が職務と密接に関連しており安定性に乏しい点で一般の賃貸住宅の貸与と性格を異にしている面があること等を考慮し、通常支払うべき使用料の月額を別紙の計算式により算定する旨を、国税庁の所得税基本通達で定めている。

また、給与所得者が実際に支払っている使用料の額がこの計算式により算定した額の五十パーセント相当額以上であるときは、その給与所得者が住宅を貸与されることにより受ける経済的利益はないものとする旨を、所得税基本通達で定めている。」

この場合において、別紙の計算式により算定した通常の使用料の額は、全体として見れば妥当な基準となっていると考えられるが、個々の家屋の老朽の程度、構造等の違いにより、必ずしもその利用価値を反映しない場合もあるため、雇用主が、住宅を貸与したすべての給与所得者から、その住宅の状況に応じて均衡のとれた使用料を徴収しているときは、住宅の貸与に係る経済的利益の有無を、個々の住宅ごとでなく、貸与している住宅の全部又は事業所等ごとの住宅の全部を基として判定して差し支えない旨を、所得税基本通達で定めている。

別紙の算式

$$\frac{\text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額}}{\times 0.2\%} + 12\text{円} \times \frac{\text{その家屋の総床面積 (m}^2\text{)}}{3.3\text{m}^2} + \frac{\text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額}}{\times 0.22\%}$$

3 県の委託費（意見）

県から事業団に支払われる委託費の算定に際しては、事業団の人件費分がすべて含まれている。しかし、事業団の自主事業分に関する人件費まで県が委託費を支払う必要があるのかどうか契約書上不明確である。

県と事業団の委託契約書に定められている委託内容は、次のとおりである。

- ・ 会館等の管理運営に関すること
- ・ 使用料の徴収に関すること
- ・ その他必要と認められる事項

県の生活文化課の説明では、自主事業を行うことも含めて委託しているとのことなので、今後も同様の委託を継続するのであれば、少なくともその旨契約書上で明確に定めることが必要である。このような契約内容の明確化は、将来の適正な指定管理者制度導入のためにも重要である。

また、県が契約で自主事業も含めて事業団に委託しているとしても、文化事業は事業団だけが担うものではない。県民や諸団体が同様の事業を提供する場合もあり得る。事業団が自主事業を行う場合のみ人件費相当分を含めて県側が負担するのは公平を欠くため、今後は当該負担の見直しについても検討が必要である。

第五 県立文化会館

I 概要

1 施設の概況及び業務内容

長野県立の文化施設として優れた音楽・演劇等の鑑賞機会を県民に提供することにより、芸術文化の振興をはかるべき長野市、伊那市及び松本市に建設された。

「県民文化会館（長野市）」は、県庁所在地にあり、周辺人口が多いことから稼働率は高い。また、入場者数・使用料徴収額は毎年増加傾向に、歳出超過は人件費の大幅な削減効果により改善傾向にある。

「伊那文化会館（伊那市）」は、周辺人口が少ないこと等から、入場者数・使用料徴収額は開館以来低い水準で推移している。歳出削減効果により歳出超過は若干改善している。

「松本文化会館（松本市）」では国際的な「サイトウ・キネン・フェスティバル松本」が開催されていることで有名である。入場者数は毎年増加傾向にあり、歳出額は、管理費の削減により減少しているが、歳入額は横ばいである。平成 16 年 9 月、近隣に「まつもと市民芸術館」が開館した。

各文化会館は表 2-11 で示すように、開館後かなりの年数が経過しているため、近い将来大規模な付属設備の修繕・備品の買い替えが必要となり、その額は巨額に及ぶものと推測される。

各施設の概況は表 2-11、12、13 のとおりである。

表 2-11 施設の概況

施設名	所在地	業務内容	主な設備等
県民文化会館 (昭和 58 年 4 月開館)	長野市	貸館業務 自主企画事業の実施 委託事業の実施	大ホール (2,173 席)、中ホール (1,070 席)、小ホール (300 席)、リハーサル室 (246 m ²)、展示室 (420 m ²)、会議室 (4 室)
伊那文化会館 (昭和 63 年 12 月開館)	伊那市		大ホール (1,512 席)、小ホール (400 席)、展示室 (495 m ²)、プラネタリウム
松本文化会館 (平成 4 年 7 月開館)	松本市		大ホール (2,000 席)、中ホール (746 席)、リハーサル室 (200 m ²)、国際会議室、会議室 (4 室)

表 2-12 施設の構造等

県民文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造り地上 4 階、建築面積 9,273 m²、建築延べ面積 22,283 m²、敷地面積 23,581 m² (一部長野市より借受) ・工事費 80 億円 ・駐車場普通 216 台・大型 20 台
伊那文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造り、地下 1 階・地上 4 階、建築面積 6,087 m²、建築延べ面積 11,561 m²、敷地面積 13,000 m² (伊那市より借受) ・工事費 40.5 億円 ・駐車場普通 590 台
松本文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造り、地下 1 階・地上 5 階、建築面積 8,768 m²、建築延べ面積 16,497 m²、敷地面積 20,238 m² ・工事費 70.4 億円 ・駐車場 (共用) 普通 660 台・大型 30 台

表 2-13 各館の開館時間・休館日

県民文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：午前 9 時から午後 9 時 30 分 ・休館日：月曜日及び祝日の翌日 12/28～1/3
伊那文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：午前 9 時から午後 9 時 30 分 ・休館日：月曜日及び祝日の翌日 12/28～1/3
松本文化会館	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間：午前 9 時から午後 9 時 30 分 ・休館日：火曜日及び祝日の翌日 12/28～1/3

2 事業の内容

(1) 貸館事業

県民の音楽、芸術等の鑑賞機会の充実を図るため、文化施設を一般に有料で貸し出す。条例に該当すれば使用料の減免がある。

(2) 自主企画事業の実施・創作活動等の指導

事業団が、県民に優れた芸術作品の鑑賞と、芸術文化活動への参加の機会を提供するため、各施設の特性を活かした各種自主事業を実施している。なお、使用料徴収額を全額減免している。

平成 15 年度の施設別の主要な実施事業は以下のとおりである。

・ 県民文化会館

音楽文化普及事業 (コンサート事業、ウィーン・ムジーク・アカデミー、音楽ボランティア活動支援)、長野県新人演奏会、ピアノリサイタル

- ・ 伊那文化会館
チェコ国立ブルノ劇場オペラ「アイーダ」、チェコ・フィルハーモニー交響楽団、邦楽サラダ 14th、伊那文化会館附属劇団「南信協同」公演、伊那谷の美シリーズ
- ・ 松本文化会館
演劇制作事業（夜間スクール銀杏座公演）、矢部達哉エンニオ・モリコーネの世界、S K松本ジュニア合唱団コンサート

(3) 共催事業の実施

芸術文化団体及び報道機関等が実施する音楽、芸術等の鑑賞機会及び育成事業等であり、平成 15 年度の施設別の主要な実施事業は以下のとおりである。なお、報道機関との共催事業以外の使用料は減免している。

- ・ 県民文化会館
長野県芸術文化総合フェスティバル、プラハ国立歌劇場プッチーニ「トスカ」、長野県高等学校リーダーズバンド育成
- ・ 伊那文化会館
こども音楽コンクール、長野県芸術文化総合フェスティバル
- ・ 松本文化会館
長野県高等学校合同オーケストラコンサート、ハンブルク北ドイツ放送交響楽団演奏会

(4) 国際音楽祭の実施

松本文化会館において、サイトウ・キネン・フェスティバル松本を開催。なお、使用料徴収額を全額減免している。

3 収支及び利用状況の分析

(1) 収支の状況

各文化会館の過去 3 年の収支状況は表 2-14 のとおりである。

表 2-14 各文化会館の収支状況

ア 県民文化会館

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
事業団の歳出			
人件費	194,563	166,808	118,992
事務管理費	13,402	12,495	21,518
管理費	213,234	183,249	194,696